

標準報酬の育児休業等終了時改定について

育児休業から復職した後、申出をすることにより復職後の報酬を基に標準報酬月額を改定することができます。標準報酬月額とは掛金や医療給付等(以下「掛金等」という。)の算定の基礎となるものです。

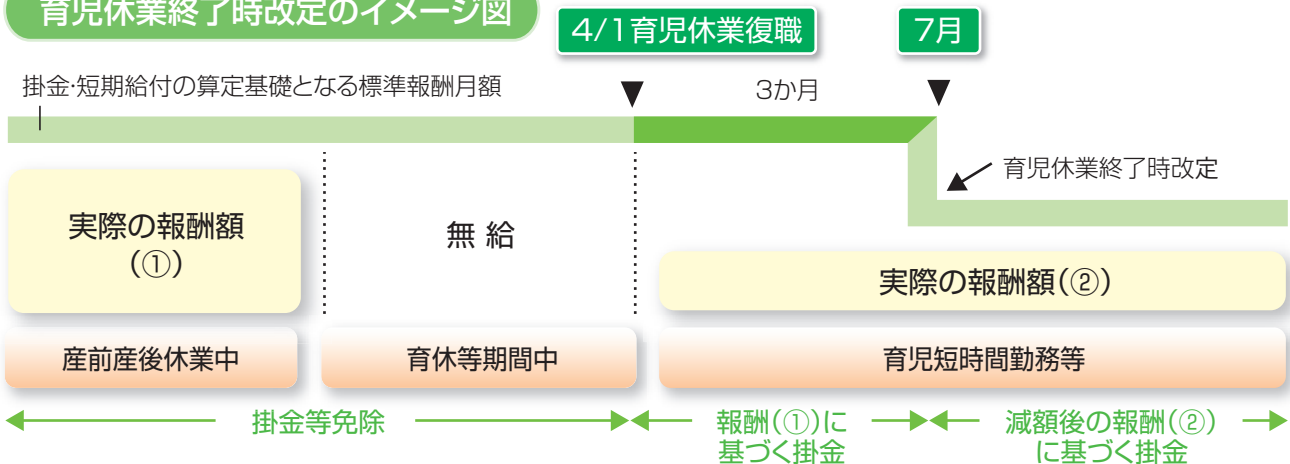
固定的給与の変動により標準報酬月額の格差が2級以上あれば自動的に行われる随時改定とは異なり、申出をすることで、固定的給与の変動がなくても標準報酬月額の格差が1級以上で改定を行うことができます。

対象者	育児休業等終了日において3歳未満の子を養育する方
対象となる報酬	育児休業等終了日の翌日が属する月以後3か月の報酬の平均 (例)①4月1日復職の場合 4～6月の報酬の平均 ②4月20日復職の場合 月途中復職で、支払い基礎日数が17日未満の月がある時は その月を除いた5～6月の報酬の平均
改定の時期	育児休業等終了日の翌日が属する月から4か月目
申請方法	「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」を経理担当へ提出 ※府立学校及び府教育庁の教職員はSSC入力による申請

育児休業等終了後の勤務形態についての条件はありませんので、育児部分休業や育児短時間勤務を取得しない方でも育児休業等終了時改定を行うことができます。育児休業等終了時改定を行うかどうかの判断については、次の表を参考にしてください。

改定後、 等級が上がる場合	毎月の掛金額は上がりますが、各種給付金(将来の年金や手当金)の算定基礎額も上がります。
改定後、 等級が下がる場合	3歳未満の養育特例制度を適用できる場合は、長期給付に係る算定の基礎額は下げずに、掛金額だけを下げることができます。
改定後、第2子等の産休 入りを控えている場合 (育児休業等を終了した日の翌日に掛金免除に係る産休を開始する方は、改定の対象外です。)	次の産休・育休中は掛金の免除期間となるため、等級の変動が掛金に与える影響は少ないです。ただし、育児休業手当金の算定基礎が改定後の標準報酬月額となる可能性があるため、等級を下げる改定を行うと、手当金の給付額も下がります。

育児休業終了時改定のイメージ図



育児休業手当金の延長給付について～よくある問い合わせ～

当該子が1歳に達する日後に保育所へ入所できない等の“総務省令で定める要件”に該当する場合は、育児休業手当金の延長給付を請求することができます。

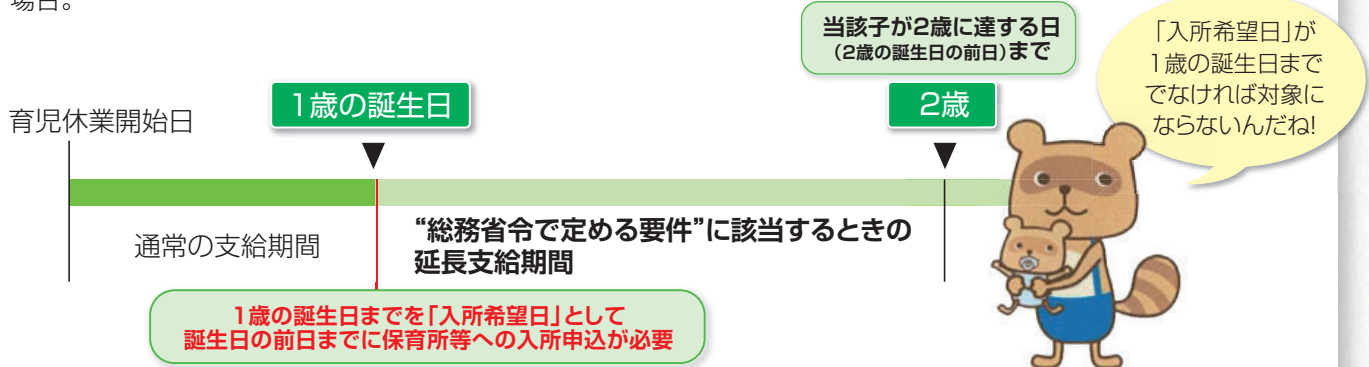
支給要件や請求に係る必要書類についての問い合わせが非常に多くなっていますので、請求される際は下記の点についてご注意ください。

総務省令で定める要件に該当するとき

当該子が1歳に達する日後の期間について、育児休業をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める要件に該当するときは、最長2歳に達する日まで請求できます。

総務省令で定める要件とは？

当該子が1歳に達する日(1歳の誕生日の前日)までに、少なくとも1歳に達する日の翌日(1歳の誕生日)を保育所入所希望日として市町村に保育の申し込みを行っているが、1歳に達する日後の期間について、その実施が行われない場合。



請求手続き

請求書→「育児休業手当金(1歳超分)請求書」

添付書類→●市区町村が発行した「保育所入所不承諾の通知書」等(原本)

注1:「保育所入所不承諾の通知書」等において、入所希望日(○月○日)・申請日及び入所不承諾(保留)期間がわかることが必要です。記載がない場合は、別途、入所希望日や申請日が確認できる書類(※)の提出をお願いする場合があります。

※保育所へ申し込んだ際の申し込み用紙の写しや当支部様式の「保育待機状態であることの証明願」等

注2:請求期間は、原則、市区町村の「保育所入所不承諾の通知書」等が発行された月までとなります。

- 1歳を超えてから育児休業期間を延長した場合は「育児休業承認通知書」の写し(所属所長の原本証明)

こんな時は、支給要件に該当しません!!

1歳の誕生日を過ぎた日を入所希望日として保育所への入所申し込みをし、待機状態になったとき

保育所の入所が決定したとき

保育所の入所決定を辞退したとき



要件をよく確認してね!

育児休業手当金の請求は、事実発生日(育児休業取得日又は1歳を超えてから)以降に所属所を通じて当支部へ請求してください。制度内容や請求方法については、公立学校共済組合大阪支部HP又は「教職員のための共済のしおり」を参照してください。

育児休業手当金および介護休業手当金の追加給付について

厚生労働省が行う「毎月勤労統計調査」において、全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行われていたことにより、育児休業手当金または介護休業手当金を受給されている方のうち、一部の方について給付額に影響が生じています。

このたび、下記に該当する方について、令和2年2月に追加給付を行いました。（対象者には、共済組合の給付データに基づき自動給付しております。）

次の3点のいずれにも該当する方が対象となります。

- ①平成31年3月時点で育児休業手当金または介護休業手当金を受給していた方
- ②平成31年3月17日以前に受給が開始していた方
- ③平成31年3月以前の1日当たりの給付額が上限額(※)に達していた方

※上限額とは、育児休業手当金と介護休業手当金のそれぞれに設けられている1日当たりの給付上限相当額のことです。それぞれの給付上限相当額は、当共済組合ホームページでご確認いただけます。

なお、給付額に影響のある方のうち、今回の追加給付の対象とならない方（平成31年2月以前に育児休業手当金または介護休業手当金の受給が終了されている方）については、給付の時期等が決まり次第、改めてお知らせします。

HP 公立学校共済組合 検索 ➡ 公立学校共済組合からのお知らせ ➡ 組合員向け ➡ 育児休業手当金および介護休業手当金の追加給付のお知らせ

医療費助成制度が適用又は適用停止となった方へ

組合員（被扶養者）が、市町村が実施する医療費助成制度の適用又は適用停止となったときは、速やかに当共済組合へ届出をお願いします。

医療費助成制度が適用され、保険医療機関等での支払いが免除又は軽減されているにも関わらず、その届出がない場合、共済組合が誤った給付を行ってしまう場合があります。また、適用停止となったときに届出がない場合、共済組合から必要な給付を行えない可能性もあります。

医療費助成制度は市町村によって実施内容が異なりますが、主に以下のような制度があります。

障がい者（児）医療費助成、乳幼児医療費助成（子ども医療費助成）
ひとり親家庭医療費助成、老人医療費助成（65歳～74歳の方）等

共済組合への提出書類

届出に当たっては、「医療費公費助成制度の適用（適用停止）について（共済所定様式）※」を下記の書類と合わせて提出をお願いします。

○「適用」となったとき

市町村が交付する「医療費受給者証」の写し

○「適用停止」となったとき

市町村からの適用停止に関する通知文書等の写し

※公立学校共済組合大阪支部HPに掲載しています。



HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索 ➡ 諸用紙のダウンロード ➡ 短期給付関係

障害厚生年金について

年金 担当

障害厚生年金とは、組合員が在職中に初診日のある傷病により、働いたり日常生活を送ったりする上で困難が生じるような障がい状態になった場合、請求することができる年金です。

請求をお考えの場合は、まず大阪支部 年金グループ までご相談ください。

※障害厚生年金の受給にあたり、同一事由の傷病手当金の支給を受ける場合は、傷病手当金の支給額が調整されます。

1. 受給要件

以下(1)～(3)の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 共済組合の組合員期間中に初診日(※1)があること。

(2) 次の①又は②の保険料納付要件を満たしていること。

① 初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。

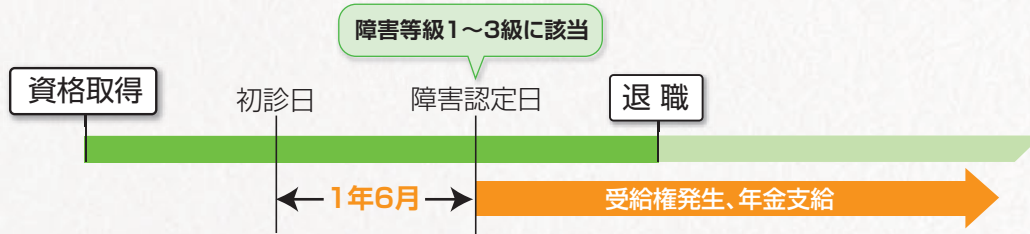
② 初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

(3) 障害認定日(※2)、又は事後重症認定で、1級、2級又は3級の障害等級(※3)に該当する障がい状態にあること。

※1「初診日」 ⇒ 傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

※2「障害認定日」 ⇒ 初診日から起算して1年6月を経過した日、又は1年6月経過前に症状が固定した日

※3「障害等級」 ⇒ 厚生年金保険法に定める等級。身体障害者手帳等の等級とは異なります



●事後重症制度

傷病によっては、徐々に病状が進行していくものがあります。

その傷病の障害認定日で障害等級1～3級には該当していなくても、その後、65歳に達する日の前日までに障害等級1～3級に該当する障がい状態と認定されたときは、障害厚生年金を請求できます。

ただし、老齢基礎年金を繰上げて受給している場合は、事後重症での認定はできません。

